

決議

街路は、都市の骨格として円滑な都市活動と安全・快適な生活を支えるとともに、賑わいと活力の創出により、社会全体に豊かさをもたらす重要な社会基盤である。

近年、激甚化・頻発化する自然災害等への対応と、ポストコロナにおける豊かで活力ある都市の形成を実現するにあたり、次の事項を強く要望する。

一、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算の確保と、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保して、継続的に取り組むこと

一、重要物流道路を含む環状道路などの幹線道路ネットワーク構築や渋滞対策等に必要な街路整備を重点的に支援すること

一、連続立体交差事業・踏切道改良計画事業などの踏切対策を重点的に支援するとともに、低コスト手法の活用等により無電柱化事業等を重点的に支援すること

一、コンパクト・プラス・ネットワークの推進のため、社会情勢の変化や技術改革等を見据え、地域の魅力向上や、公共交通の利便性向上に資する都市交通環境整備を集中的に支援すること

一、多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けた事業を重点的に支援すること

一、通学路等の安全対策をはじめとする交通安全対策に必要な予算を継続的に確保すること

一、街の価値と生活の質を高めるとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現のため街路整備が計画的かつ着実に実施できるよう、新たな財源を創設するとともに、令和五年度道路関係予算は所要額を満額確保すること

令和四年六月九日